

助成金交付申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体
所在地

名 称

代表者

役職名

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け(文書番号)によりまちづくり推進団体の認定があった当団体の 年度の活動について、大阪市まちづくり活動支援制度要綱第8条の規定により助成金の交付を受けたいので、大阪市まちづくり活動費助成要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 活動の趣旨又は目的

2 助成対象経費

円 . . . ①

3 助成申請額

円 . . . ① × / 以内

4 添付書類

(1) 事業計画書 (助成事業に関する効果及びその達成度を測る指標を設定したもの)

(2) 収支予算書

大阪市まちづくり活動費助成要綱第7条の2に基づく確認事項

(確認されましたら、□にチェックを入れてください。)

暴力団の利益になるような申請ではありません。

(注意1) 暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。

(注意2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

まちづくり構想費助成金交付申請書

年 月 日

大阪市長様

推進団体
所在地

名称

代表者

役職名

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日生

連絡先(名称・電話番号)

年 月 日付け(文書番号)によりまちづくり推進団体の認定があった当団体のまちづくり構想にかかる費用について、大阪市まちづくり活動支援制度要綱第8条の規定により助成金の交付を受けたいので、大阪市まちづくり活動費助成要綱第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 活動の趣旨又は目的

2 助成対象経費

円・・・①

3 助成申請額

円・・・①× / 以内

4 添付書類

(1) 構想作成周知工程表

(2) 経費支出内訳

(3) その他市長が必要と認める書類

大阪市まちづくり活動費助成要綱第7条の2に基づく確認事項

(確認されましたら、□にチェックを入れてください。)

暴力団の利益になるような申請ではありません。

(注意1) 暴力団排除のため個人情報警察に照会することがあります。

(注意2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めています。

助成金交付決定通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第7条第1項の規定により交付することと決定したので、同要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 助成金交付決定額

円

2 助成期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 助成金交付の条件

- ・ 政治的行為又は法令若しくは公序良俗に反する行為を行わないこと。
- ・ 大阪市まちづくり活動支援制度要綱等の規定を遵守すること。
- ・ 助成金の使用にあたっては、大阪市まちづくり活動費助成要綱（以下「助成要綱」という。）及び大阪市まちづくり活動支援制度に関する活動費助成運用基準に十分注意し、適正に執行すること。又、助成終了日が属する年度にあつては、まちづくり活動の指針となる「まちづくり構想」を提出すること。
- ・ 助成事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
- ・ 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- ・ 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- ・ 市長が、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、まちづくり推進団体に対して報告を求め、又は本市職員に当該団体の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。

4 その他

- ・ この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、交付申請の取下げをすることができます。
- ・ 助成要綱第24条の規定により、助成金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、助成要綱第19条第1項の規定による通知を受けた日から5年間保存しなければなりません。

第3号様式(第8条関係)

助成金不交付決定通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付けで申請のありました助成金の交付について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第7条第1項の規定により交付しないことと決定したので、同要綱第8条第2項の規定により通知します。

交付しない理由

第4号様式（第9条関係）

助成金交付申請取下げ書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体

所在地

名 称

代表者

役職名

フリガナ

氏 名

連絡先（名称・電話番号）

年 月 日付けで大阪市まちづくり活動費助成要綱第6条の規定により申請した助成金の交付について、同要綱第9条第1項の規定により取下げします。

助成金交付請求書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体
所在地

名 称

代表者
役職名
フリガナ
氏 名

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け(文書番号)で交付決定通知のありました助成金について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第10条の規定により請求します。

助成金交付請求額 円
(交付決定助成額 円)

※金額の前には必ず¥を付けてください。

次に指定する金融機関の口座へ振り込んでください。

金融機関名		支 店 名	
預金種別		口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
	(漢 字)		

* 口座名義には、「推進団体名・代表者役職名・氏名」を全て御記入ください

本市記入欄

局出納員・区会計 管理者確認印

記載事項等照合先 (契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号
請求書等 確認者認印		
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入
	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金

第5号の2様式(第10条関係)

助成金概算払申出書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体
所在地

名 称

代表者
役職名
フリガナ
氏 名

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け(文書番号)で交付決定通知のありました助成金について、次の理由のため、概算払で交付されるよう、大阪市まちづくり活動費助成要綱第10条第2項の規定により申請します。

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 助成金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 概算払交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 理由 | | |

- 4 添付書類
(1) 概算払を必要とする理由を確認できる書類

助成金交付変更承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体

所在地

名 称

代表者

役職名

フリガナ

氏 名

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け(文書番号)をもって交付決定を受けた助成金について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第11条第1項に規定する事由が生じるので、同項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 申請に係る変更内容

2 添付書類

- (1)事業計画書(助成事業に関する効果及びその達成度を測る指標を設定したもの)
- (2)収支予算書

助成金交付中止・廃止承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体
所在地

名 称

代表者
役職名
フリガナ
氏 名

連絡先（名称・電話番号）

年 月 日付け（文書番号）をもって交付決定を受けた助成金について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第11条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止を申請します。

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間と内容）

2 添付書類

- (1) 事業計画書（助成事業に関する効果及びその達成度を測る指標を設定したもの）
- (2) 収支予算書

第8号様式(第12条関係)

助成金交付変更承認決定通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付けで申請のありました助成金交付変更承認申請について、助成事業の変更を承認しましたので、大阪市まちづくり活動費助成要綱第12条第1項の規定により通知します。

第9号様式（第12条関係）

助成金交付中止・廃止承認決定通知書

（文書番号）
年 月 日

（団体名称）
（代表者役職名・氏名） 様

大阪市長

年 月 日付けで申請のありました助成金交付中止・廃止承認申請について、助成事業の中止・廃止を承認しましたので、大阪市まちづくり活動費助成要綱第12条第1項の規定により通知します。

助成金交付変更不承認決定通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付で申請のありました助成金交付変更承認申請について、次の理由により承認しないこととしましたので、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

事情変更による助成金交付決定取消等通知書

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

（団体名称）
（代表者役職名・氏名） 様

大阪市長

年 月 日付け（文書番号）により交付決定をした助成金について、
大阪市まちづくり活動費助成要綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり取消し・
内容の変更・条件の変更をしたので、同条第 2 項の規定により、通知します。

- 1 取消し又は変更の内容
- 2 取消し又は変更の理由

助成事業遂行命令書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付け(文書番号)により助成金の交付決定をした助成事業
について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 15 条の規定により、次のとおり遂行
することを命じます。

1 遂行を命じる内容

2 遂行を命じる理由

助成事業実績報告書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体

所在地

名 称

代表者

役職名

フリガナ

氏 名

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け (文書番号) で交付決定通知のありました当団体の活動について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 17 条第 2 項の規定により関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 支出一覧表
- (2) 活動状況及び効果を示す書類
- (3) 領収書等証拠書類 (活動との関連が分かるものであること)

助成事業完了実績報告書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体

所在地

名 称

代表者

役職名

フリガナ

氏 名

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け(文書番号)で交付決定通知のありました 年
度の当団体の活動について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 18 条第 1 項の規定
により関係書類を添えて報告します。

1 助成金受入済額

円

助成金確定予定額

円

差引剰余(又は不足)額

円

2 添付書類

- (1) 収支決算報告書
- (2) 活動状況及び効果を示す書類
- (3) 領収書等証拠書類(活動との関連が分かるものであること)

助成事業完了実績報告書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体
所在地

名 称

代表者
役職名
フリガナ
氏 名

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け(文書番号)で交付決定通知のありました助成事業について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 18 条第 2 項の規定により関係書類を添えて報告します。

1 助成金受入済額

円

助成金確定予定額

円

差引剰余(又は不足)額

円

2 添付書類

- (1) 収支報告書
- (2) 領収書及び成果物等証拠書類

助成金交付額確定通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付け(文書番号)により交付決定通知をしました助成金について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 19 条第 1 項の規定により交付額の確定をしましたので通知します。

- 1 助成金交付済額
円 . . . ①
- 2 助成金交付確定額
円 . . . ②
- 3 差引剰余(又は不足)額
円 . . . (① - ②)

助成金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類は、上記要綱第 24 条の規定により、この通知を受けた日から 5 年間保存しなければなりません

助成金精算書

年 月 日

大 阪 市 長 様

推進団体
所在地

名 称

代表者
役職名
フリガナ
氏 名

連絡先 (名称・電話番号)

年 月 日付け (文書番号) により助成金の交付決定を受けた助成事業について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容

助成金受入済額
円

助成金交付確定額
円

差引剰余 (又は不足) 額
円

2 添付書類

- (1) 収支決算報告書
- (2) 領収書等証拠書類

助成事業是正命令書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付け(文書番号)により助成金の交付決定をした助成事業について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり是正することを命じます。

1 是正を命じる内容

2 是正を命じる理由

助成金交付決定(一部)取消通知書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付け(文書番号)により交付決定をした助成金については、
大阪市まちづくり活動費助成要綱第 21 条第 1 項の規定により、次の理由により(一
部)取消したので、同項の規定により通知します。

(一部)取消しの理由

助成金返還命令書

(文 書 番 号)
年 月 日

(団体名称)
(代表者役職名・氏名) 様

大阪市長

年 月 日付け(文書番号)により(一部)取消しを通知した助成金について、大阪市まちづくり活動費助成要綱第 21 条第 3 項の規定により返還するよう命じます。

- 1 助成金交付済額
円
- 2 返還額
円
- 3 返還期限
年 月 日